

愛荘町立福祉センター愛の郷および愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンター
ならびに愛荘町立福祉センターラポール秦荘はつらつドームの
指定管理候補者の選定結果について

愛荘町では、愛荘町立福祉センター愛の郷および愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンターならびに愛荘町立福祉センターラポール秦荘はつらつドームの指定管理候補者の選定に当たって、愛荘町指定管理者選定審査委員会を設置し、審査を行いました。

このたび、次のとおり指定管理候補者を選定しましたのでお知らせします。

1 指定管理候補者

- (1) 法人等名称 社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会
- (2) 所在地 滋賀県愛知郡愛荘町市7 3 1 番地
- (3) 代表者 会長 北村 太一郎

2 指定期間（予定）

令和7年4月1日 ～ 令和9年3月31日（2年間）

3 選定会議による選定審査等

(1) 募集・申請の経過

募集要項の配布期間	令和6年9月9日	～	令和6年10月4日
質問の受付期間	令和6年9月9日	～	令和6年9月20日
説明会	令和6年9月19日		
申請書類の受付期間	令和6年9月9日	～	令和6年10月4日

(2) 審査経過

令和6年8月19日 第3回選定審査委員会
（内 容）指定管理者募集要項および審査基準について検討
令和6年10月29日 第6回選定審査委員会
（内 容）申請書類の審査、確認事項の共有
令和6年10月30日 第7回選定審査委員会
（内 容）申請者からのプレゼンテーション、候補者の選定

(3) 申請団体

- ・社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会

(4) 選定項目・審査結果

審査基準	審査項目
1 町民の平等な利用の確保ができるものであること	指定管理者としての適正
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組 (2) サービス向上に向けた取組 (3) 指定管理業務に係る経費 (4) 収支計画の取組
3 事業計画書の内容に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること	(1) 管理運営体制 (2) 事業内容や対応 (3) 地元雇用の促進 (4) 職員体制 (5) 情報セキュリティ
4 実績評価	現指定管理者の過去の評価に応じて加点・減点する

	配点	社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会
審査基準 1	20	13.6
審査基準 2	90	64.6
審査基準 3	90	62.2
小計	200	140.4

審査基準 4	▲8～8	2.0
--------	------	-----

合計	142.4
----	-------

(5) 選定理由

候補者は、これまで当該施設を管理運営し、丁寧に住民対応に取り組まれてきた実績を評価できる。また、財政的にも問題はなく、安定した運営が期待できることから設置目的に合った施設の管理運営ができる候補者として適していると評価した。